

町田エスペラント会 会則

第一章 総則

第1条(名称)

本会は町田エスペラント会と称し、Esperanto-klubo de Maçida と表す。

第2条(目的)

本会は、会員のエスペラント語学力の向上発展に寄与し会員相互の親睦を図るとともにエスペラントの普及と、あわせて地域や世界エスペラント界の個人、団体と密接な連携をもち積極的に協力する。

第3条(事業)

本会は前条目的を達成するため次の事業を行う。

1. 講習会、例会、ザメンホフ祭等の主催
2. 機関紙の発行
3. その他・各種行事への参加
- 4.

第二章 会員

第4条(会員)

本会の会員は正会員と特別会員とする。

1. 正会員は本会の趣旨、目的に賛同する者とする。
2. 特別会員は本会と特別の関係にある者で総会で認めた者とする。

第5条(入会)

本会に入会を希望する者は会費を添えて会長に申し込むものとする。

第6条(会費)

正会員は別に定める会費を納入しなければならない。

2. すでに納入した会費は返還しない。

第7条(退会)

退会しようとする者は会長にその旨を届け出るものとする。

2. 会員が次のいずれかに該当したときは役員会の決議により退会させることができる。
 1. 本会の趣旨、目的に著しく反した行為があったとき。
 2. 2年にわたり会費納入を怠ったとき。

第三章 役員

第8条(役員)

本会には次の役員をおく。

1. 会長 1名
2. 副会長 若干名
3. 会計 1名
4. 監査 1名
2. 会長は、会務を総括し、会を代表する。
3. 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠席の時は、その職務を代行する。
4. 会計は、会の出納事務を処理し、それらに関する帳簿及び書類を管理する。
5. 監査は、会の財産や業務執行の状況を監査する。

第9条(役員の任期)

本会の役員の任期は2年とする。ただし、再任はさまたげない。

第10条(事務局の設置及び所在地)

本会の事務を処理するため事務局を設ける。

- 2 事務局は会員連絡、機関紙発行及び各種行事担当からなる。
- 3 事務局長は会長が任免する。
- 5 事務局長宅を本会の所在地とする。

第四章 会計

第11条(総会)

総会は定期総会と臨時総会とする。

- 2 定期総会は毎年春に開催する。
- 3 総会は会長が招集する。

第12条(総会の議決事項)

総会は次の各号にあげる事項を決議する。

1. 事業計画及び収支予算
2. 事業報告及び収支決算
3. 会則の変更
4. その他本会の運営に重要な事項

第13条(総会の決議)

第12条の総会の議決は出席会員の過半数で決する。

第五章 会計

第14条(会計)

本会の会計は一般会計及び特別会計とする。

- 2 特別会計は特定の事業を行うため特定の収入をもって特定の支出に充て、一般会計とは区別して行う。

第15条(会計年度)

会計年度は毎年1月1日に始まり12月31日に終わるものとする。

第16条(経費)

本会の経費は会費、寄付金及びその他の収入をもって充てる。

第17条(報告承認)

本会の一般会計・特別会計の収支予算は総会において決議し、事業報告及び財産目録その他収支決算は総会に報告し承認を受けるものとする。

附則

本会の設立年月日は、1990年6月10日とする。

本会則は、1990年6月10日から施行する。

本会則は、2018年1月21日(一部改正)から施行する。